

健やか親子21推進協議会規約

(目的)

第1条 健やか親子21推進協議会(以下「協議会」という。)は、関係機関・団体が、健やか親子21検討会報告書(以下「健やか親子21」という。)に基づき実施する母子保健に関する主要課題についての取組の効果的な調整・推進を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 協議会は、健やか親子21の趣旨に賛同し、母子保健に関する主要課題の解決に向けた自主的な取組を実施しようとする関係機関・団体等で組織する。協議会発足以降、新たに参加を希望する関係機関・団体等については、会長の承認を得るものとする。

(会員資格の喪失)

第2条の2 1 会員資格は、次の場合なくなるものとする。
 一 関係機関・団体等から申し出があった場合
 二 協議会の関係機関・団体等として不適切な活動があった場合
 三 正当な理由がなく関係機関・団体等の活動を行わない場合
 2 前項の二及び三により、会員資格がなくなる場合においては、第5条に定める総会によって決する。

(組織)

第3条 1 協議会に、全構成員で組織する総会及び役員で組織し、協議会の運営の企画・調整を行う幹事会を置く。
 2 必要に応じて幹事会に、専門部会を置くことができる。

(役員)

第4条 1 協議会に、役員として会長、副会長及び幹事を置く。
 2 会長は、総会において選任する。
 3 副会長は及び幹事は、会長が指名する。
 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 6 役員任期は5年とする。ただし、再選を妨げない。

(総会)

第5条 1 総会は、会長が召集する。
 2 総会は、過半数の出席により成立する。
 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課に置く。

(補則)

第7条 本規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 本規約は、平成13年 4月20日から施行する。

附則 本規約は、平成14年12月25日から施行する。

健やか親子21推進協議会加盟承認等に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、健やか親子21推進協議会規約第2条により、健やか親子21推進協議会（以下「協議会」という。）に新たに参加を希望する関係機関・団体等について、会長が承認を与える際の基準、手続き等を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 協議会の参加を承認するには、次の各号に該当する関係機関・団体等でなければならないこと。

- 一 健やか親子21検討会報告書の趣旨に賛同し、母子保健に関する主要課題の解決に向けた自主的な取組を実施しようとする関係機関・団体等であること。
- 二 特定の個人、機関、団体等の利益を目的として活動する関係機関・団体等でないこと。
- 三 限られた地域だけの活動を行う関係機関・団体でないこと。
- 四 ~~少なくとも2010-14年までの~~「健やか親子21」の推進期間中において、安定して関係機関・団体等の活動がなされる見込みがある関係機関・団体等であること。

(承認申請)

第3条 協議会の参加を希望する関係機関・団体等は、別紙1による申請を協議会事務局を経由して会長に提出するものとする。

(会員資格の喪失)

第4条 協議会からの脱会を希望する関係機関・団体等は、別紙2による脱会の申請を協議会事務局を経由して会長に提出するものとする。

(決定)

第5条 会長が第3条及び第4条の決定を行った場合、事務局は申請のあった関係機関・団体等にその旨を通知するものとする。

(総会への報告)

第6条 前条の決定については、その決定の日以降に開催される総会において報告するものとする。

付則 本規約は、平成14年12月25日から施行する。

付則 本規約は、平成22年12月31日から施行する。